

令和3年8月27日

各障害児通所支援事業所 管理者 様

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課長

新型コロナウイルス感染症にかかる注意喚起について（依頼）

日頃より感染拡大防止に取り組みながら障害児通所支援に係るサービス提供を継続していただき、ありがとうございます。

愛知県においては、8月27日より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言の対象地域に加えられ、9月12日までは市立学校での短縮授業も実施される状況です。

つきましては、下記のとおり感染防止策について適切に対応していただくよう、あらためての注意喚起をお願いいたします。

記

（1）保護者への協力依頼について

別添の保護者向け文書「新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力をお願いします」につきまして、事業所内に掲示又は保護者に配布するなど、周知につきご協力をお願いいたします。

（2）職員の皆様への感染拡大防止対策の徹底について

各事業所の職員に対しても同様に、感染・濃厚接触・PCR検査受診時等の速やかな報告等を徹底するとともに、感染拡大防止のため適切な行動をとられるよう、別添「障害児通所支援事業所で働く皆さんへのお願い」の配布等により周知を図っていただきますようお願いいたします。

（3）その他

新型コロナウイルス感染拡大防止等につきまして、国や本市からの通知文等を踏まえ適切にご対応いただきますようお願いいたします。

【参考】名古屋市教育委員会の対応

9月12日（日）までの間、以下のように対応する。

1 日課について

- 9月1日（水）は始業式後、学級指導等を実施し、下校する。引き渡し訓練は行わない。
- 9月2日（木）以降は、原則4時間の短縮授業とし、午後の授業を行わない。給食・スクールランチを実施後、下校する。

2 児童生徒の居場所確保について

- 各校に在籍する児童生徒のうち、以下を対象とする。
 - ・下校後に自宅等で過ごすことが困難な児童生徒
 - ・学習者用タブレット端末を用いた家庭学習を課した場合において、家庭に無線によるインターネット環境が整っておらず、学校での学習を希望する児童生徒
- 通常時の下校時刻まで、教室等で自主学習や読書等に取り組ませる。
※小学校においては、14時以降、トワイライトスクール・トワイライトルームが実施されている。